

クリーンスパ市川における市民活動団体の健康増進に関する施設利用促進 事業に関する協定書

市川市（以下「甲」という。）とセントラルスポーツ株式会社（以下「乙」という。）は、「クリーンスパ市川における市民活動団体の健康増進に関する施設利用促進事業」（以下「協働事業」という。）について、「市川市協働事業提案制度実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲、乙が対等なパートナーシップのもとに、各々自立性と自主性を持って協働事業に取り組むことで、市民福祉の増進に寄与することを目的として締結する。

（協定の有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

（役割分担）

第3条 協働事業の役割分担は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 市民活動団体（NPO等）が実施する事業の普及と促進
- イ 市民活動団体（NPO等）が健康市川温泉クリーンスパ市川を使用するための連絡調整
- ウ 協働事業への市民参加を促進する「広報いちかわ」掲載などを活用した周知

（2）乙の役割

- ア 市民活動団体（NPO等）への活動場所の提供
- イ 市民活動団体（NPO等）が実施する事業の参加促進の支援
- ウ その他、地域社会の発展及び市民サービスの向上に向けた企画及び実施に関する助言

（情報の共有）

第4条 協働事業の円滑な進行及び市民福祉の増進を図るため、甲、乙は、お互いに積極的なコミュニケーションを図り、お互いの持つ協働事業に関する情報を共有する義務を負う。

（公開の原則）

第5条 この協定の他、協働事業に関する事項は、公開を原則とする。

（協働事業の変更、中止等）

第6条 甲、乙は、それぞれ事業を変更し、若しくは中止しようとするとき又は事業費に著しい変動があることが明らかになったときは、速やかに相手方に協議を申し入れ、措置を決定するものとする。

(協働事業の報告、評価等)

第7条 甲及び乙は、双方協力して、事業終了後に事業報告書を作成するとともに、事業実施の評価を行わなければならない。

2 甲は提出された事業報告書に、事業実施の評価を添えて公表するものとする。

(第三者に損害を与えた場合の責任の所在)

第8条 事業の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合には、甲、乙は、それぞれの役割分担に応じて、その責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定書及び実施要領に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和6年4月1日

住所 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
甲 市川市
氏名 代表者 市長 田 中

住所
乙 セントラルスポーツ株式会社
氏名 代表取締役 後 藤 聖